

(機密性1)

2 教育・研究活動

(16)奨学金等受給状況(令和6年度)

① 日本学生支援機構奨学金

令和7年3月31日現在

単位:人

区分	在籍者	対象者	日本学生支援機構								日本学生支援機構 以外の奨学金		合計	
			貸与奨学金				給付奨学金				奨学生数	受給率	奨学生数	受給率
			第一種		第二種	計	受給率	奨学生数	受給率					
			自宅	自宅外										
大学院学校教育研究科(修士課程/専門職学位課程)	1年	179	130	67 (58)	6 (6)	73 (64)	56.2%	—	—	0	0.0%	73	56.2%	
	2年	203	164	71 (67)	12 (12)	83 (79)	50.6%	—	—	3	1.8%	86	52.4%	
	3年	66	66	9 (9)	9 (9)	18 (18)	27.3%	—	—	1	1.5%	19	28.8%	
	計	448	360	147 (134)	27 (27)	174 (161)	48.3%			4	1.1%	178	49.4%	
学校教育学部	1年	170	170	6	41	31	78	45.9%	16	9.4%	1	0.6%	95	55.9%
				47										
	2年	167	167	4	34	28	66	39.5%	11	6.6%	3	1.8%	80	47.9%
				38										
	3年	168	168	3	27	35	65	38.7%	19	11.3%	6	3.6%	90	53.6%
				30										
4年	163	163	3	20	27	50	30.7%	15	9.2%	11	6.7%	76	46.6%	
			23											
計	668	668	16	122	121	259	38.8%	61	9.1%	21	3.1%	341	51.0%	
合計	1,116	1,028	285	148	433	42.1%	61	5.9%	25	2.4%	519	50.5%		

1. 貸与月額

- 大学院第一種 50,000円又は88,000円
- 大学院第二種 50,000円, 80,000円, 100,000円, 130,000円, 150,000円から選択
- 学部第一種 自宅 20,000円, 30,000円, 45,000円から選択
自宅外 20,000円, 30,000円, 40,000円, 51,000円から選択
- 学部第二種 20,000円から120,000円のうち1万円単位で選択

2. ()は、専門職学位課程に関する数で内数である。

3. 対象者は、在籍者から都道府県教育委員会派遣の現職教員及び外国人留学生を除いた数である。

(機密性1)

② 日本学生支援機構以外の奨学事業団体

令和7年3月31日現在
(単位:人)

区 分	貸与(給付)月 額(円)	学部					大学院			
		1年	2年	3年	4年	合計	1年	2年	3年	合計
あしなが育英会奨学金(貸与・給付)	50,000	1			1	2				0 (0)
飯綱町奨学金(貸与)	70,000				1	1				0 (0)
古泉育英財団奨学金(給付)	20,000		2	2	1	5				0 (0)
射水市奨学生(貸与)	40,000					0		1 (1)		1 (1)
能登町奨学金(貸与)	30,000				1	1				0 (0)
博報教職育成奨学金(給付)	100,000			2	2	4		1 (1)		1 (1)
富山県奨学金(貸与)	51,000		1			1				0 (0)
妙高市奨学金(貸与)	30,000			1		1				0 (0)
JEES能登半島地震特別支援奨学金(一時金)	100,000			1	5	6		1 (1)	1 (1)	2 (2)
合計		1	3	6	11	21	0 (0)	3 (3)	1 (1)	4 (4)
在籍者		170	167	168	163	668	179 (152)	203 (188)	66 (64)	448 (404)
対象者		170	167	168	163	668	130 (108)	164 (150)	66 (64)	360 (322)
受給率		0.6%	1.8%	3.6%	6.7%	3.1%	0.0%	1.8%	1.5%	1.1%

(注)

- ()は、専門職学位課程に関する数で内数である。
- 対象者は、在籍者から都道府県教育委員会派遣の現職教員及び外国人留学生を除いた数である。

(機密性1)

③ くびきの奨学金

令和7年3月31日現在

区分	受給者	受給者内訳			給付額	合計
		学部	修士課程	専門職 学位課程		
前期	22人	5人	1人	5人	80,000円 × 11人	880,000円
			(0人)	(11人)	50,000円 × 11人	550,000円
後期	23人	5人	1人	6人	80,000円 × 12人	960,000円
			(0人)	(11人)	50,000円 × 11人	550,000円
計						2,940,000円

※ 授業料免除を申請し、基準に該当しながら免除されなかった者、授業料免除未申請者のうち免除選考基準を満たす者及び半額免除許可された者について困窮度順に給付するもの。

※ 長期履修学生の給付額は5万円。その他は8万円。

※ ()は、外数で長期履修学生の受給者数を示す。

(機密性1)

④ 教育訓練給付制度

○教育訓練給付金（専門実践教育訓練）【専門職学位課程】受給者数

コース	令和4年度入学生	令和5年度入学生	令和6年度入学生
教科教育・学級経営実践コース	0名	0名	
学校教育実践研究コース	—	—	—
教科教育・教科複合実践研究コース	—	—	—

令和6年10月指定のため、令和7年度入学生より対象

制度の概要	
訓練講座指定年度	平成27年度：訓練講座指定（新規） 平成28年度：講座名称変更 平成30年度：訓練講座指定（再指定） 令和元年度：講座名称変更 令和3年度：訓練講座指定（再指定） 令和5年度：訓練講座廃止 令和6年度：訓練講座指定（新規）※令和6年10月指定 ※令和4年度大学院改組に伴い、新規指定を受けるためには、修了実績が必要であったため、令和6年度に新規指定を受けた。なお、発達支援教育実践研究コースについては、要件（定員充足率）を満たし次第、申請を行う。
対象者	雇用保険の被保険者又は、被保険者であった者 ・入学年度の4月1日において雇用保険の被保険者のうち雇用期間が3年※以上の者 ・入学年度の4月1日において離職日の翌日以降1年以内で、かつ被保険者として雇用された期間が3年※以上ある者 ※ 当分の間、初めて給付を受けようとする者は2年以上。
給付金	1. 給付額：受講費用（入学金・授業料）の5割が在学中（半年毎）に給付される。 2. 給付上限額：40万円/年 3. 給付対象期間：2年 4. その他：申請に必要な書類を大学が作成し、学生本人がハローワークに申請する。 令和8年度末までの暫定措置として専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職者のうち一定の要件を満たす方は、教育訓練支援給付金制度の対象となる。

○教育訓練給付金（一般教育訓練）【修士課程】申請者数

コース	令和4年度修了生	令和5年度修了生	令和6年度修了生
—	1名	0名	0名

制度の概要	
訓練講座指定年度	平成27年度：訓練講座指定（新規） 平成28年度：カリキュラム変更 平成30年度：訓練講座指定（再指定） 令和3年度：訓練講座指定（再指定） 令和6年度：訓練講座指定（再指定）
対象者	雇用保険の被保険者又は、被保険者であった者 ・入学年度の4月1日において雇用保険の被保険者のうち雇用期間が3年※以上の者 ・入学年度の4月1日において離職日の翌日以降1年以内で、かつ被保険者として雇用された期間が3年※以上ある者 ※ 当分の間、初めて給付を受けようとする者は1年以上。
給付金	1. 給付額：初年度受講費用（入学金・授業料）の2割が修了後に給付される。 2. 給付上限額：10万円 3. 給付対象期間：1年 4. その他：申請に必要な書類を大学が作成し、修了後、学生本人がハローワークに申請する。 平成27年度入学生から、本制度の対象となる。